

連合北海道 「2017 春季生活闘争・当面の取り組み（その2）」

1. 至近の経済情勢について

(1) アメリカでは雇用・所得環境の着実な改善を背景にしっかりとした回復が続いている。ヨーロッパでも企業部門の低迷を家計部門がカバーして、緩やかではあるが回復が続いている。中国でも公共投資増や自動車減税等政策効果で成長率が下げ止まり、安定した成長経路をたどると想定されている。

世界経済が緩やかな成長を続け、加えて円相場が円安方向に動いているのを受けて、日本経済も輸出が持ち直し生産・設備投資も伸びを高めると想定され、2016年度の実質GDP見通しが2016年10月時点の1.0%から1.4%に上振れしている（日銀展望レポート(1月31日)政策委員見通しの中央値）。

(2) 一方内閣府が2月13日に公表した2016年10～12月期四半期別GDP速報（1次速報値）によれば、実質GDP成長率は前期比0.2%増（年率換算1.0%増）で、4四半期連続のプラスとなった。名目GDPも同じく4半期連続プラスで、前期比0.3%増（年率1.2%増）だった。ただしこのプラスのほとんどは外需が伸びたことによるもので、内需および個人消費の寄与分はいずれも0.0%の押し下げ効果となっている。前年同期比のGDPデフレーターは▲0.1%、うち国内需要デフレーターが▲0.3%となっている。

(3) 日本経済の自律的成長に向け、引き続き月例賃金引き上げにこだわる取り組みを進め、家計所得を向上させなければならない。連合は引き続き、経営者団体との対話を通じて、経営には社会的要請に応える責務があることを訴えていく。

(4) 連合は「2017春季生活闘争 闘争開始宣言2・3中央総決起集会」を開催した。主催者挨拶に立った神津会長は、以下の決意を述べた。

① 「2017闘争は、これまで取り組んできた『底上げ春闘』の流れを継続し、社会全体へ拡がりを持たせていく闘いである。働いた結果が労働条件を通じて評価され、1人ひとりの働き方を通じて生涯生活設計が描ける社会にしていけることが必要である」と訴えた。

② また、長時間労働の是正については、「仕事を通じて自己実現を図るべき職場で、過労死や過労自殺はあってはならない。このような不幸な出来事を撲滅させるためには、職場に関わるすべての人、労使双方が汗をかかなければ実現しない。労使の話し合いを率先して進めていこう!」と呼びかけた。

(5) 経営側は、大枠では「経済の自律的成長」の実現に向けた「社会的要請に対する労使の役割と責任」を強調しているものの、「年収ベースの賃金引き上げ」を強調し、支払能力論の枠組みから踏み出していない。労使に対する社会の期待や付託された役割を十分に認識し、掲げた要求に確信を持ち、粘り強い交渉を行なわなければならない。

(6) 構成組織は要求提出を2月末までに完了し、本格的に交渉を進め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分に資する公正取引の実現により、中小下請け労働者の

月例賃金の引き上げ、非正規労働者の時間給引き上げ、長時間労働是正などの要求に応えるよう強く求めていく。そのことで、2017闘争のスローガンである『底上げ・底支え』『格差是正』でクラシノソコアゲを実現しよう！長時間労働撲滅でハッピーライフの実現を！』はかつていく必要がある。

2. 道内の経済景況と雇用情勢

- (1) 2017年2月17日発表の日銀札幌支店による経済概況では「道内の景気は、緩やかに回復している。すなわち、最終需要面の動きをみると、公共投資は、緩やかに増加している。輸出は、減少している。設備投資は、高水準ながらも弱めの動きがみられる。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に、回復している。観光は、好調さを増している。住宅投資は、緩やかに持ち直している。生産は、概ね横ばいとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は着実に改善している。雇用者所得は回復している」としているが、その実感はない。
- (2) 道内の雇用失業情勢について、総務省統計局の1月31日発表(2016年平均<速報>)の労働力調査によると道内の完全失業率は、3.4%(全国平均:3.1%)、前年比0.7%減少し、一方、道内の就業者数は、季節調整値(2016年7-9月)によると260万8千人(前年同時期比8万8千人増)となった。
- (3) 北海道労働局による有効求人倍率(常用)の推移でみると、12月期は、1.09倍と83ヶ月連続で前年同月を上回る高水準となったが、53.9%が非正規の求人であることを注視する必要がある。

新卒者の就職内定率も12月末現在、高校生では88.2%(前年同月比+1.1%)と前年同期を上回り、調査を開始した1986年3卒以降、最高値ですが特に、中小企業への就職促進を進めていく必要があり、終盤に向けた対策の役割も大きい。

3. 各産別の取り組み状況

各産別はそれぞれの取り組み方針を決定しつつあり、各単組の要求提出も進み、大勢としては2月末までに完了する見通しとなっている。

各単組は、本格的な交渉段階に向けて交渉準備を整えつつあるが、情報交換を一層深化させながら、月例賃金の引き上げにこだわる要求を実現すべく産業別部門連絡会や中小・パート共闘会議を中心とした情報共有を意識し、各構成組織、地協が総力を結集して交渉を展開していく。

4. 新卒者・非正規労働者に関わる社会的キャンペーン行動の取り組み

1月26日の檜山地協を皮切りに各地域で開催された「地域討論集会(ブロック推進会議)」の前段行動として、市町村自治体、総合振興局、商工団体、学校等に対して、「地域における雇用対策の拡充」などの要請行動を展開し、2月10日の宗谷地協をもって連合北海道による行動を終えた。なお、地協段階では引き続き、行動を展開している。寄せられた意見や地域の実情などは、今後予定されている北海道労働局の「地方労働審議会」「若年者雇用問題検討会議」をはじめ、経済5団体、道、労働局への要請行動を通して意見反映する。また、別途行動のまとめを行い、政策実行をはじめとした今後の取り組みに反映する。また、各産別・単組においては、関連各企業に対し安定した質の高い雇用の拡大に向けた働きかけを行い、労働者側・生活者への分配を増やすべく月例賃金の引き上げを求めなければならない。

5. 当面の闘いの進め方

(1) ヤマ場に向けた取り組みについて

① 回答引き出しに向けた交渉配置について

各構成産別は、単組が2月末までに要求提出を完了するよう指導するとともに、交渉を進め、中小下請け労働者の月例賃金の引き上げ、非正規労働者の時間給引き上げの要求に応えるよう強く求めていくこと。

また、最大のヤマ場である3月15日を含む「第1先行組合回答ゾーン」(3月13～17日)、「第2先行組合回答ゾーン」(3月20～24日)、「中堅・中小集中回答ゾーン」(3月25～31日)に多くの組合が回答を引き出せるよう準備と調整を進め、エントリー登録を促し、回答引き出しに向けた交渉配置を進める。加えて、あらゆる状況を想定した戦術が速やかに取れるよう、闘争体制の点検・整備をはかるよう指導を強化すること。

② 交渉力強化について

連合北海道は構成産別への「巡回訪問」や、闘争委員会、総決起集会等における激励を行い、交渉力強化や、闘争の一体的取り組みを推進していく。また、3月3日には、経済5団体(道経済連合会、道商工会議所連合会、道経済同友会、道中小企業団体中央会、道商工会連合会)や労働局、3月1日には、北海道に対して、それぞれ「すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請書」等を提出し、2017春季生活闘争を全労働者の課題として位置付けていることをアピールし処遇等改善を求めることとする。

要請書および交渉参加体制【資料1】

③ 大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動の前進に向けた取り組み

賃金水準の社会的波及と相場形成を高めるため、連合本部は、「中核組合の賃金カーブ維持分・賃金水準」および「代表銘柄・中堅銘柄」をすでに開示している。加えて「2017地域ミニマム運動」(連合組合員の2016年個別賃金実態調査)で得られたデータを分析した「都道府県別・大括り産業別の賃金特性値」も後日開示し、賃金水準の社会への波及力を高める取り組みを強化するとしている。

【構成産別(単組)・地協(地区連合)における取り組み】

- 1) エントリー登録を2月27日(月)までとし、多くの産別(単組)、地協(地域ユニオン)が登録に集中するよう改めて要請する。
- 2) 地協(地区連合)は、「すべての労働者の処遇改善」を実現するため、地域の商工会議所等、「経済(業界)団体との労使懇談会」(意見交換の場)を設定し、中小下請け労働者の月例賃金の引き上げ、非正規労働者の時間給引き上げや、雇用形態間の不合理な格差を解消し、均等待遇を実現するための要求を提出する。「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」であることを訴え、人手不足が懸念される中小企業を魅力ある産業とするための手法として、「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する行動を展開すること。

行動時期は、中小の集中回答ゾーン(3月25日～31日)または、中小回答ゾーン(4月中)の期間中に実施する。行動終了後、やり取りの内容を連合北海道へ文書で報告すること。要請書は、【資料2】のとおり。

【連合北海道における取り組み】

その(1)で提起した職種別特性値(連合北海道2017地域ミニマム調査より)を公表し、産業ごとの「基本給」(月例賃金の支給総額を示すものではない)を社会に明らかにし、北海道内に働くすべての労働者に対する波及力を持った取り組みを展開する。

また、公正取引委員会北海道事務所及び中小企業庁(北海道経済産業局)に対する行動を4月10日に実施する。「中小企業における取引関係に関するアンケート調査」(最終報告)などを提出し、マスコミ媒体も活用した世論に対する「公正取引」の実現による付加価値の適正な分配による中小企業労働者の「底上げ」「格差是正」に取り組む。参加産別は、UAゼンセン、フード連合の役員も同席することとする。

④集計、開示について

連合北海道は、エントリー登録組合からの報告を受けて以降、開示、情報共有について、春闘情報などを通じて明らかにしていく。

(2)格差是正に向けた中小および非正規共闘の闘い

中小共闘は、その方針にもとづき、最大のヤマ場に対応しつつ、3月内決着をはかるよう努め、格差是正、底上げ、均等待遇の実現に向け、産別の指導・支援のもと力を結集し闘いを進める。中小の集中回答ゾーン(3月25日～31日)および中小回答ゾーン(4月中)につなげる観点から、産別、地協は中小の交渉の支援・指導を徹底する。

非正規労働者に関する取り組みについては、正規労働者との同時決着を目指すとともに、重点項目を中心に点検と交渉の展開をはかる。

■北海道の取り組み■

2月20日に第2回中小・パート共闘会議を開催した。中小企業と大企業の規模間賃金格差を解消が図られなければ、中小職場の労働者の生活は一層厳しさが迫られることとなる。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分に資する公正取引の実現により、中小下請け労働者の月例賃金の引き上げを実現すること。また、雇用形態間の不合理な格差を解消し、非正規労働者の時間給引き上げをはじめとする均等待遇の実現にこだわるたたかいを進めることを意思確認した。

【構成産別(単組)、地協(地域ユニオン)における取り組み】

- ① 産別は、単組の要求組立てから要求提出、回答、妥結に至るまでの間、構成組織の責任ある指導と支援、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与した取り組みを展開する。加えて、あらゆる状況を想定して、スト権の確立やその他の戦術が速やかに取れるよう、闘争体制の点検・整備をはかるよう指導を強化する。
- ② 単組は、組合員の賃金実態調査をもとに内外格差の把握と目標水準を明確にし、総原資のみならず配分を含めた要求・交渉を進める。
- ③ 産別・地協は、「パートタイム労働者等の待遇改善・組織化調査(単組アンケート)」の実施に最大限結集するよう、単組及び地域ユニオンに対する指導に努める。
- ④ 産別・地協は、特に、下記の(1)雇用安定に向けた取り組み項目①正社員への転換ルールの導入・明確化・転換促進を最優先に取り組むこと。

また、(2)仕事に応じた適正な処遇の確保に向けた取り組みについては、雇用形態間の不合理な格差を解消するため、労使協議を通じて、労働条件の納得性を高める視点で、その是正に取り組むこと。

- ⑤ 産別・地協は、「職場から始めよう運動」の展開、官製ワーキング・プアの解消、非正規労働者の組織化などを全体で取り組み、また、要求内容や取り組み状況について情報の共有化を図ること。また、単組・地域ユニオンの交渉支援・指導を徹底すること。

【中小企業の月例賃金要求水準の目安】

今次闘争は、賃金水準の絶対値にこだわる取り組みである。「大手準拠・大手追従」の構造を変えていくためにも、賃金の引き上げ率や額だけではなく、仕事の量や質に応じた賃金水準か否かにこだわる取り組みを進めていく。

- ① 中小の賃金カーブ維持分(4,500円)

- ② 連合加盟組合全体平均賃金水準(約30万円)の2%相当額(6,000円) 計 10,500円以上

【非正規労働者の賃金要求水準の目安】

- ① パート時給1,000円 時間給37円の引き上げ

- ② 月給制は、正社員との均等処遇の観点から2%以上

【中小企業の底上げ・底支えに向けた要求項目】

・北海道の連合リビングウェイジに基づく最低到達水準を設定する。

＜単身世帯＞ ・自動車保有ありの月額 191,000円

・自動車保有なしの月額 145,000円

＜2人(父子)世帯＞ ・自動車保有ありの月額 242,670円

・自動車保有なしの月額 197,670円

・要求基準 10,500円以上(賃金カーブ維持相当分4,500円)

【非正規労働者の総合的な労働条件向上に向けて】(方針及びその1の再掲)

2017春季生活闘争では、職場における非正規労働者の賃金・労働条件改善の取り組みは「待ったなし」の状況にある。取り組みを一層促進するとともに、労働組合のない職場で働く労働者をも含めた社会的な波及と組織拡大をめざし、構成産別(単組)、地協(地区連合)、連合北海道が一体となり、以下の取り組み(行動)を展開する。

☆ 雇用安定に向けた取り組み【方針及びその1の再掲】

- ① 正社員への転換ルールを導入・明確化・転換促進

- ② 無期労働契約への転換促進など

☆ 仕事に応じた適正な処遇の確保に向けた取り組み【方針及びその1の再掲】

- ① 賃金引き上げの取り組み

1) 時給の引き上げ

時給の引き上げの取り組みは、「底上げ・底支え」「格差是正」と均等待遇の実現をはかるため、次のいずれかの取り組みを展開する。

ア.「誰もが時給 1,000 円」の実現に向けた時給の引き上げ

イ.時給 1,000 円超の場合は、37 円を目安に要求する。

ウ.取り組む地域ごとに「県別リビングウェイジ」を上回る水準をめざして取り組む。

エ.正社員との均等待遇の実現をはかるため、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保した上で、「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわる内容とする。

2) 月給の引き上げ

月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等待遇の観点から改善を求める。

② 均等待遇に関する取り組み

- 1) 一時金の支給
- 2) 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- 3) 社会保険の加入状況の確認・徹底と加入希望者への対応
- 4) 有給休暇の取得促進
- 5) 育児・介護休業の取得は正社員と同様の制度とする。
- 6) 再雇用者(定年退職者)の処遇に関する取り組み

(3) 部門別連絡会(地場共闘の強化)の取り組み

産業別部門連絡会に参加する構成組織は、情報共有化をこれまで以上に充実させ、地域における相場形成と波及に役割を果たしていく。

■北海道の取り組み■

2月7日～24日の間で、全ての連絡会において第1回目の連絡会(A部門は2回目)を開催し、要求提出前段の意思統一を行った。連合北海道は、今後、取り巻く情勢や各産別の取り組みを共有化するため、産別オルグの実施や地協、産別総決起集会へ参加し、支援に努めるとともに地域とも連携を強める。

【構成産別(単組)における取り組み】

- ① GDPの6割を占める個人消費を高め、「経済の自律的成長」を実現するためには、すべての構成組織が、中小下請け労働者の月例賃金の引き上げと非正規労働者の時間給引き上げを始めとした雇用形態間の不合理な格差の解消などによる均等待遇の実現にこだわるたかいを進める。
- ② 「エントリー登録組合の拡大」、「全単組において要求書・要請書の提出」等を全体が取り組む。
- ③ F部門(官公部門)においては、「官製ワーキング・プア」に係る全自治体要請行動の展開を、各地協・地区連合と連携を図りながら取り組むとともに、『自治体財政の確保』に、連合北海道、北海道公務労協に結集し、全力で取り組んでいく。
- ④ 第2回の連絡会は、上記に基づく意見交換と各産別・単組の交渉経過などについて、下記の日程で開催し、情報の共有と意思統一をはかる。

A部門(金属・機械) 《第3回》	5月 19日(金) 16:00～	連合北海道会議室
B部門(資源・化学・エネルギー)	4月 6日(木) 13:30～	連合北海道会議室
C部門(流通・食品・建設・一般)	4月 7日(金) 13:30～	連合北海道会議室
D部門(交通・運輸)	4月 7日(金) 16:00～	連合北海道会議室
E部門(情報・サービス)	4月 6日(木) 16:00～	連合北海道会議室

(4)各種集約日について

・「パートタイム労働者等の待遇改善・組織化調査(単組アンケート)」	2月24日(金)
・エントリー登録(産別)(地協)	2月27日(月)
・「全単組 統一要求・要請書」(産別)(地協)	3月31日(金)

6. ワーク・ライフ・バランスの実現(総実労働時間縮減)に向けた取り組み

毎月勤労者統計調査による2015年の道内の一般労働者の年間総実労働時間が、前年に比べて9時間減少し、2051時間となっているが、全国平均より25時間も長く、長時間労働は一向に改善されていない。その結果、毎年、全国で200人前後の労働者が過労死や過労自殺として命を落としている現状にある。特に、36協定を結んでいない事業所が45%に及ぶなど、36協定の制度自体が守られていない実態にある。また、36協定を結んでいる事業所でも、約半数が労使協定を「親睦会の代表」や「会社側が指名した者」と締結するなど、適法と言えないケースも多く、その改善に力を入れなければならない。

連合は、長年、長時間労働を抑制するためには、①時間外労働にかかる上限時間規制の導入、②勤務間インターバル規制(原則11時間)の導入、③実労働時間の把握義務の法文化(「健康管理時間制度」)の創設などの実現を求めてきた。また、生活時間を保障してワーク・ライフ・バランスを達成するため、取得率が50%を下回っている年次有給休暇の取得促進を求めてきた。現在、「働き方改革」として、長時間労働の是正が検討されているが、今次闘争においては、以下の課題を重点に労使交渉を強化することをあらためて発信する。

【構成産別(単組)における取り組み】

- ① 十分な休息時間の確保に向けて、24時間につき原則として連続11時間の休息時間(勤務間インターバル)規制の導入に向けた労使間協議を展開する。
- ② 会社からの申し出により、特別条項付き36協定を適用する場合は、年間上限時間の設定と休息時間規制を導入する労使間協議を行うこと。
- ③ 36協定の遵守状況の点検とそれを踏まえた労使協議を行うこと。

7. 「クラシノソコアゲ応援団！RENGO キャンペーン」の取り組み

(1) 春季生活闘争最大のヤマ場における街宣行動

「連合北海道 2017 春季生活闘争方針(その1)」にもとづき、以下の街宣行動等を展開する。

- 1) 日 時:3月13日(月)～24日(金)の間で、早朝・日中帯に街宣行動を実施する。
- 2) 場 所:全道 13 地協所在地
- 3) 弁 士:連合北海道、各地協、連合北海道推薦議員団
- 4) 動 員:地域の構成組織へ要請。
- 5) のぼり:①クラシノソコアゲ、②月例賃金の大幅引き上げ(2種類)、③労働規制緩和阻止、④地方財政の確立、⑤奨学金制度の拡充、⑥長時間労働是正(3種類)などを活用し、街頭宣伝行動時に街頭に掲げ道民にアピールする。

※ ①～⑤は地協に配布済、⑥は3月6日以降、地協に配布予定。

- 6)横断幕:各地協の創意工夫ある取り組みにより作成する。

- 7)器 材:ポケットティッシュ入りチラシ(地協単位に「公正取引」チラシ配布予定)

(2) 連合北海道、石狩地協合同街宣行動

1) 取り組み名: ～ 公正取引を推進し、中小下請け労働者と非正規労働者の賃金改善、奨学金制度の拡充、介護離職の防止と待機児童問題の解消、長時間労働の是正と過労死のない社会の実現などを訴える

～ 「2017春季生活闘争最大のヤマ場における街宣行動」

2) 期 間: 3月15日(水)、17日(金)、23日(木)

3) 場所・時間: ※各場所とも集合時間は、開始5分前

日 時	場 所	行動内容	弁士
3月15日(水) 【12:00～12:45】	紀伊國屋書店前	弁士による街宣、横断幕、桃太郎旗持ち	連合北海道 連合石狩地協 札幌地区連合 道議、市議ほか
3月17日(金) 【8:00～8:30】	J R札幌駅 南口 佐藤水産前	チラシ配布(ポケットティッシュ入り)	
3月23日(木) 【8:00～8:30】	紀伊國屋書店前		

(3) テープ街宣の実施

3月13日(月)～3月31日(金)の間、平日の日中帯で、地協(民進党)宣伝車を走行させ、地協管内の市町村をテープ街宣により世論喚起を促す。テープ【資料3】は3月10日発送(地協13日着)。

(4) フォトメッセージ「集めよう、届けよう、働く私たちの声」ー職場の取り組み

当面の取り組み(その1)で提起したとおり、春季生活闘争の各種総決起集会等を有効活用し、フォトメッセージの取り組みを展開する。

産別は、中央産別から共通ボードが配布されるが、連合北海道からも1枚配布する。また、地協については、3枚配布する。配布時期は、2月20日以降、中央から随時発送を予定。

【その1の再掲】

- 構成組織を通じて、「長時間労働是正」に向けた職場からのメッセージ写真の作成と集約を呼びかけ、連合本部で集約する。→ 詳細は下記参照
- 集約したメッセージ写真は、ウェブ上で公開する。多様な職場から「長時間労働是正」に向けた声が挙がっていることを可視化する。
- 地方連合会においても、同様の取り組みを地域ユニオンや寄付講座参加学生などを対象に展開する。
- 取り組みイメージ
 - ・ 共通のボード(フォーマットを@れんごうにて発信)を手に、一人でも二人でも、または職場メンバーで写真を撮ってもらう。
 - ・ メッセージは数パターン用意。手書きでのオリジナルメッセージも可とする。
 - (例) ☐ インターバル規制を導入しよう
 - ☐ 36 協定には上限時間の規制を
 - ☐ もう、過労死はなくそう
 - ☐ 「生活時間」を確保できる働き方にしよう

現在の労基法改正法案との関係から、下記のメッセージも検討

☐ 裁量労働制の拡大は、反対

☐ 「働かせ放題」の制度は、反対

・データは連合本部で集約。最終的には声の集約が分かるようにデータ加工。

○ 取り組み期間

2月…取り組み器材発出、3月～5月…取組み

8. 当面する北海道の取り組み日程

(1) 連合北海道・石狩地協 2017春季生活闘争勝利！全道総決起集会

3月9日(木)18時から わくわくホリデーホール(札幌市民ホール)

集会次第

18:00 (1)開会あいさつ(齊藤副事務局長)

18:05-18:12(2)主催者挨拶 出村 会長(7分)

18:13-18:23(3)方針提起 杉山 事務局長(10分)

18:24-18:45(4)産別、地協からの決意表明(各5分程度)

産別 ①フード連合(中小賃上げ、公正取引の実現)

産別 ②運輸労連(働き方改革)

地協 ③渡島地協(地域の取り組み)

18:46-18:55(5)集会決議採択

「集会決議(案)」 青年委員会 齊藤委員長

18:56-19:00(6)団結ガンバロー 添田 会長代行

19:01-19:03(7)閉会あいさつ(齊藤副事務局長)

(2) 各地協春闘総決起集会

- | | | |
|--------|-----------------|--------------------|
| ① 日高地協 | 2月25日(土)13:30～ | 新ひだか町公民館 |
| ② 胆振地協 | 3月 5日(日)～10日(金) | 5地区連合ごとに開催 |
| ③ 十勝地協 | 3月 5日(日)10:30～ | 帯広中央公園(デモ行進あり) |
| ④ 檜山地協 | 3月 7日(火)8日(水) | 南北ブロックごとに開催 |
| ⑤ 上川地協 | 3月 8日(水)18:30～ | アートホテル旭川 |
| ⑥ 後志地協 | 3月 9日(火)18:00～ | 小樽経済センターホール |
| ⑦ 留萌地協 | 3月10日(金)18:00～ | 留萌中央公民館 |
| ⑧ 釧根地協 | 3月11日(土)13:30～ | 釧路アクア・ベール |
| ⑨ 網走地協 | 3月11日(土)13:30～ | 北見市民会館(デモ行進あり) |
| ⑩ 空知地協 | 3月13日(月)18:00～ | 中空知 滝川文化センター |
| | 3月14日(火)18:00～ | 南空知 岩見沢市民会館 |
| | 3月15日(水)18:00～ | 北空知 深川プラザホテル板倉 |
| ⑪ 宗谷地協 | 3月14日(火)18:00～ | 稚内海員会館 |
| ⑫ 渡島地協 | 3月15日(水)18:30～ | 函館市競輪場テレシアター |
| | 3月16日(木)18:30～ | 北渡島ブロック 八雲町勤労者センター |
| | 3月17日(金)18:30～ | 南渡島ブロック 北斗かなでーる |

(3)各産別等の春闘総決起集会

- ① 全自交2017春闘臨時大会 2月13日(月)13:00～ 鉄道会館
- ② フード連合北海道地区協議会 2017春闘総決起集会 2月21日(火)18:30～アサヒビール園
- ③ 北海道公務労協2017春闘総決起集会 2月24日(金)18:15～自治労会館4F ホール
- ④ 2017春闘期人事院北海道事務局交渉 3月3日(金)16:00～人事院北海道事務局会見室
- ⑤ JR連合北海道地協全道総決起集会 3月4日(土)13:30～TKP札幌駅前
- ⑥ 2017年交通運輸政策研修会及び2016年度交通運輸政策要求実現集会
3月8日(水)15:30～札幌東急 REI ホテル

(4)各種行動日程

2月	・連合北海道第3回闘争委員会(第5回執行委員会) 2/22 ・連合北海道第4回地協事務局長会議 2/22 ・日高地協春闘総決起集会 2/25 ・連合北海道部門別連絡会/F部門 2/24 ・北海道公務労協2017春闘総決起集会 2/24
3月	・北海道への要請行動 3/1 ・経済5団体との労使懇談会 3/3 ・北海道労働局への要請行動 3/3 ・人事院北海道事務局長交渉 3/3 ・3.8 国際女性デー 3/4 ・JR連合春季生活闘争総決起集会 3/4 ・十勝地協春闘総決起集会 3/5 ・登別地区連合春闘総決起集会 3/5 ・春季生活闘争・政策制度実現中央総決起集会 3/6(東京) ・檜山地協南部地区春闘総決起集会 3/7 ・檜山地協北部地区春闘総決起集会 3/8 ・上川地協春闘総決起集会 3/8 ・交通運輸政策要求実現集会 3/8 ・第2回北海道地方労働審議会 3/8 ・苫小牧地区連合春闘総決起集会 3/8 ・「2017 春季生活闘争勝利!!3.9 全道総決起集会」3/9 (わくわくホリデーホール) ・後志地協春闘総決起集会 3/9 ・留萌地協春闘総決起集会 3/10 ・室蘭地区連合春闘総決起集会 3/10 ・白老地区連合春闘総決起集会 3/10 ・釧根地協春闘総決起集会 3/11 ・網走地協春闘総決起集会 3/11 ・中空知BL春闘総決起集会 3/13 ・私鉄総連第1回集団交渉 3/13

	・宗谷地協春闘総決起集会 3/14 ・南空知BL春闘総決起集会 3/14 ・北空知BL春闘総決起集会 3/15 ・渡島地協春闘総決起集会 3/15 ・北渡島地協春闘総決起集会 3/16 ・南渡島地協春闘総決起集会 3/17 ・春闘ヤマ場全道一斉街宣行動 3/13-24 ・春闘全道テープ街宣 3/13-31 ・連合北海道第4回闘争委員会（第6回執行委員会）3/22 ・連合北海道第5回地協事務局長会議 3/22 ・＝第1先行組合回答ゾーン＝ 3/13-17（最大のヤマ場 3/15） ・＝第2先行組合回答ゾーン＝ 3/20-24 ・＝中堅・中小集中回答ゾーン＝ 3/25-31 ・2017 春季生活闘争 共闘推進会議 3/31（東京）
4月	・「第2回 産業別部門連絡会」4/6、4/7 ・公正取引委員会北海道事務所への要請行動 4/10 ・北海道経済産業局への要請行動 4/10 ・＝中小回答ゾーン＝ 4/中 ・＝解決促進ゾーン＝ 「地場 解決促進集会」 ・石狩地協中小組合解決促進集会 4/27 ・第3回中小・パート労働条件委員会 4/